

育成センター

延長利用中止

(現在育成センターで延長利用しているが、利用を中止する場合)

延長利用取下げ

(延長利用の申請をしているが、利用を始める前に申請を取下げの場合)

届

年 月 日提出

西宮市立留守家庭児童育成センター  
指定管理者 様

フリガナ

保護者名

〒

住所

電話 ( )

次の児童について、下記のとおり届出します。

フリガナ		性別		生年月日	年 月 日
児童名		男・女			
学年		年生		育成センター名	(第 ) 育成センター
登録コード					※登録コードは利用許可通知書に記載されています。
延長利用中止の場合				年 月から利用中止	
延長利用取下げの場合				年 月からの利用予定を取下げ	

【注1】 延長利用取下げの場合は、延長利用開始前、延長利用中止の場合は、中止される月の**前月末日(末日が、土曜・日曜・祝日の場合は、直前の平日)締切**となります。郵送の場合も、**締切日必着**となりますので、ご注意ください。

【注2】 届出が受理されるまでは延長利用対象者とみなされ、利用実態の有無にかかわらず育成料(延長利用分)が徴収されますので、ご注意ください。

【注3】 延長利用中止(取下げ)の受理通知書は発行いたしません。

届出書の提出・問い合わせ先

〒663-8113 西宮市甲子園口3丁目5-1 A・I APTS 202号室

企業組合労協センター事業団 西宮事業所

Tel : 0798-67-5170

Fax : 0798-67-5179

受付印

センター	入力	市	申請	担当
			〒 窓	